



No.613  
3 分間  
税ミナール

令和 6 年 5 月 8 日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 国税庁、「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を更新

2024(令和6)年度税制改正により、令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることになり、給与所得者の所得税・定額減税は、本年6月1日以後最初に支払いを受ける給与から控除されます。

国税庁は、このたび「令和6年分所得税の定額減税Q&A」のQAを追加・修正しました。

令和6年4月に追加されたQ&Aは以下です。

1 - 9	定額減税の実施方法(公的年金等)【令和 6 年 4 月追加】
1 - 10	源泉徴収で定額減税を行う公的年金等の範囲【令和 6 年 4 月追加】
2 - 8	所得制限を超える人から定額減税不要の申出があった場合【令和 6 年 4 月追加】
2 - 9	青色事業専従者に対する定額減税【令和 6 年 4 月追加】
3 - 5	休職者に対する定額減税【令和 6 年 4 月追加】
9 - 3	源泉徴収簿の記載方法【令和 6 年 4 月追加】
10 - 2	所得制限を超える人の源泉徴収票の記載方法【令和 6 年 4 月追加】
10 - 3	外国人技能実習生の源泉徴収票の記載方法【令和 6 年 4 月追加】
10 - 6	同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票の記載方法【令和 6 年 4 月追加】
10 - 7	源泉徴収票の「控除外額」と給付金【令和 6 年 4 月追加】
12 - 2	定額減税と併せて行われる各種給付措置に対する課税【令和 6 年 4 月追加】

令和6年4月に修正されたQ&Aは以下です。

1 - 7	定額減税の実施方法(給与所得以外)【令和 6 年 4 月修正】
2 - 7	基準日前に死亡退職・非居住者となった人に対する定額減税【令和 6 年 4 月修正】
10 - 1	源泉徴収票への記載方法【令和 6 年 4 月修正】
12 - 1	定額減税と併せて行われる各種給付措置【令和 6 年 4 月修正】

「令和6年分所得税の定額減税Q&A (令和6年4月改訂版)(国税庁)」(令和6年2月25日)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

「定額減税特設サイト(国税庁)」は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

